

## 手話言語等にかかる背景

手話言語に係る背景	年代	意思疎通支援に係る背景
聴覚障害教育国際会議で「手話を使うことを禁止し口話のみを奨励する宣言（ミラノ宣言）決議	明治 13 年	
私立大阪盲啞院（現、府立中央聴覚支援学校）開校（その後、指文字などを開発）	33 年	
日本聾口話普及会が発足 文部省（当時）のバックアップを受け、音声による教育が中心となる	大正 14 年	
	昭和 25 年	身体障害者福祉法施行
	平成 15 年	支援費制度スタート
日本弁護士連合会「手話教育の充実を求める意見書」	平成 17 年	
国連障害者権利条約で、言語に「手話等の非音声言語」を含むことが明記	18 年	障害者自立支援法施行
聴覚障害教育国際会議（バンクーバー）で、「ミラノ宣言」を撤廃 全日本ろうあ連盟が手話言語法制定に向けた運動を開始	22 年	
障害者基本法に「言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段」と規定	23 年	
鳥取県が、手話言語に関する条例を制定【全国初】	25 年	障害者総合支援法施行
国際障害者権利条約を批准 府議会にて「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書採択（全ての自治体の議会で採択）	26 年	
2月議会で「平成 29 年 4 月からの条例施行を目指し、検討」と知事答弁	28 年	障害者差別解消法・障害者雇用促進法施行

### 【全国自治体の状況：H28. 8. 15 現在】

手話言語条例制定（H28. 8. 15 現在）	鳥取県、神奈川県、群馬県、長野県、埼玉県、 沖縄県、千葉県、三重県 （市町村は、大阪市・大東市ほか 39 市、5 町）
手話言語法制定の意見書採択（H28. 3. 3 現在）	全自治体採択（47 都道府県、1, 741 区市町村）

※手話言語法の制定について、国に特段の動きなし。